

協議項目第 2 1 ― 号

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて
1. 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、継続事業については、引き続き実施するものとする。
2. 道路、港湾、漁港関係等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、維持管理については、合併時に統一する方向で調整するものとする。
3. 町村営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、住宅供給の推進を図るものとする。

平成15年12月10日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業
調 整 方 針	1. 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、継続事業については、引き続き実施するものとする。 2. 道路、港湾、漁港関係等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、維持管理については、合併時に統一する方向で調整するものとする。 3. 町村営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、住宅供給の推進を図るものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
道路現況	【路線数】 1級町道 2 2級町道 4 <u>その他 113</u> 計 119 【実延長】 1級町道 3,871m 2級町道 2,885m <u>その他 22,974m</u> 計 29,730m 【道路敷面積】 1級町道 42,542㎡ 2級町道 18,322㎡ <u>その他 77,937㎡</u> 計 138,801㎡ 【改良済延長】 1級町道 2,784m 2級町道 1,441m <u>その他 3,803m</u> 計 8,028m 【改良率】 1級町道 71.9% 2級町道 49.9% <u>その他 16.6%</u> 計 27.0% 【舗装済延長】 1級町道 3,871m 2級町道 2,654m <u>その他 21,828m</u> 計 28,353m 【舗装率】 1級町道 100.0% 2級町道 92.0% <u>その他 95.0%</u> 計 95.4% 【歩道延長】 1級町道 358m 2級町道 0m <u>その他 49m</u> 計 407m 【橋梁数】 1級町道 1 2級町道 1 <u>その他 5</u> 計 7	【路線数】 1級村道 3 2級村道 2 <u>その他 101</u> 計 106 【実延長】 1級村道 6,613m 2級村道 2,728m <u>その他 20,992m</u> 計 30,333m 【道路敷面積】 1級村道 47,991㎡ 2級村道 25,994㎡ <u>その他 73,335㎡</u> 計 147,320㎡ 【改良済延長】 1級村道 4,608m 2級村道 2,168m <u>その他 5,006m</u> 計 11,782m 【改良率】 1級村道 69.7% 2級村道 79.5% <u>その他 23.8%</u> 計 38.8% 【舗装済延長】 1級村道 6,555m 2級村道 2,728m <u>その他 18,772m</u> 計 28,055m 【舗装率】 1級村道 99.1% 2級村道 100.0% <u>その他 89.4%</u> 計 92.5% 【歩道延長】 1級村道 0m 2級村道 0m <u>その他 58m</u> 計 58m 【橋梁数】 1級村道 3 2級村道 1 <u>その他 3</u> 計 7	【路線数】 1級村道 2 2級村道 3 <u>その他 116</u> 計 121 【実延長】 1級村道 2,416m 2級村道 3,662m <u>その他 30,613m</u> 計 36,691m 【道路敷面積】 1級村道 14,004㎡ 2級村道 17,913㎡ <u>その他 130,444㎡</u> 計 162,361㎡ 【改良済延長】 1級村道 1,816m 2級村道 2,331m <u>その他 9,000m</u> 計 13,147m 【改良率】 1級村道 75.2% 2級村道 63.7% <u>その他 29.4%</u> 計 35.8% 【舗装済延長】 1級村道 2,280m 2級村道 3,651m <u>その他 28,360m</u> 計 34,291m 【舗装率】 1級村道 94.4% 2級村道 99.7% <u>その他 92.6%</u> 計 93.5% 【歩道延長】 1級村道 7m 2級村道 0m <u>その他 0m</u> 計 7m 【橋梁数】 1級村道 3 2級村道 3 <u>その他 12</u> 計 18	【路線数】 1級村道 1 2級村道 3 <u>その他 41</u> 計 45 【実延長】 1級村道 1,356m 2級村道 3,526m <u>その他 7,132m</u> 計 12,014m 【道路敷面積】 1級村道 5,416㎡ 2級村道 12,538㎡ <u>その他 19,292㎡</u> 計 37,246㎡ 【改良済延長】 1級村道 567m 2級村道 701m <u>その他 143m</u> 計 1,411m 【改良率】 1級村道 41.8% 2級村道 19.9% <u>その他 2.0%</u> 計 11.7% 【舗装済延長】 1級村道 1,356m 2級村道 3,526m <u>その他 7,091m</u> 計 11,973m 【舗装率】 1級村道 100.0% 2級村道 100.0% <u>その他 99.4%</u> 計 99.7% 【歩道延長】 1級村道 0m 2級村道 0m <u>その他 0m</u> 計 0m 【橋梁数】 1級村道 0 2級村道 1 <u>その他 0</u> 計 1	現況道路については、すべて新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	※「愛媛の道路（資料編）2003」より （平成14年4月1日現在）	
道路維持管理	【概要】 町道の維持管理及び原材料の支給を行う。 ・舗装補修工事等 ・草刈業務 主要路線6路線(1回刈) ・倒れた樹木の取除き、危険木伐採 ・自治会等の道路維持修繕作業にレミファルト等の支給	【概要】 村道の維持管理 ・修繕 ・草刈(衛生班に随時依頼) ・危険木伐採 ・村道歩道植栽の管理 ・レミファルト等による道路維持修繕作業の実施	【概要】 村道の維持管理及び原材料の支給 ・修繕 ・草刈工事委託 ・危険木伐採 ・村道歩道植栽の管理 ・地区等の道路維持修繕作業にレミファルト等の支給	【概要】 村道の維持管理 ・修繕 ・草刈工事発注 ・危険木伐採 ・自治会等の道路維持修繕作業に材料等の支給	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。
道路補助事業	—	【一般道路事業(国庫補助)】 村道生名南環状線道路改良事業 ・事業年度 平成13年度～16年度 ・総事業費 230,000千円 ・国庫補助金 126,500千円 ・補助率 55/100 ・事業内容 L=328m W=5.5(7.0)m 平成15年度事業費 60,000千円 平成16年度事業費 15,000千円	【一般道路事業(国庫補助)】 村道長江小漕線道路改良事業 ・事業年度 平成8年度～16年度 ・総事業費 819,000千円 ・国庫補助金 450,450千円 ・補助率 55/100 ・事業内容 L=1400m W=5.5(7.0)m 平成15年度事業費 21,000千円 平成16年度事業費 140,000千円	【市町村道県費補助事業(県費補助)】 村道井ノ頭船瀬線道路改良事業 ・事業年度 平成12年度～15年度 ・総事業費 100,000千円 ・県費補助金 50,000千円 ・補助率 1/2 ・事業内容 L=302m W=3.0(4.0)m 平成15年度事業費 13,000千円	合併時に再編 現在行っている事業については、継続して実施する。 計画中の事業については、合併を視野に入れ再検討する。
港湾現況	【港湾数】 県管理地方港湾 1 【水域施設】 ・航路 2,520.0m ・泊地 8,602.0m ² 【外郭施設】 ・防波堤 557.7m ・防砂堤 45.0m ・防潮堤 3,713.3m ・導流堤 26.0m ・護岸(商船含む) 1,409.0m ・堤防 278.0m ・突堤 105.0m ・水門 6.85m 【係留施設】 ・岸壁 120.0m ・浮桟橋(漁協、商船含む) 356.7m ・物揚場 263.2m ・係船護岸 84.4m ・船揚場 50.0m 【臨港交通施設】 ・道路 296.0m ・駐車場 3,333.0m ²	【港湾数】 村管理地方港湾 2 【水域施設】 ・航路 730.0m ・泊地 47,770.0m ² 【外郭施設】 ・防波堤 457.0m ・防潮堤 282.0m ・導流堤 40.0m ・護岸 1,349.0m ・堤防 82.0m ・突堤 15.0m ・胸壁 80.0m ・水門 27.3m 【係留施設】 ・岸壁 60.0m ・浮桟橋 208.0m ・物揚場 280.0m ・船揚場 64.0m 【臨港交通施設】 ・道路 426.0m ・駐車場 2,922.0m ² ・橋梁 12.0m	【港湾数】 村管理地方港湾 3 【水域施設】 ・泊地 12,534.0m ² 【外郭施設】 ・防波堤 812.1m ・防潮堤 1,087.0m ・護岸 343.9m ・堤防 444.0m ・胸壁 367.0m ・水門 5.2m 【係留施設】 ・岸壁 100.0m ・浮桟橋 70.0m ・物揚場 289.0m ・船揚場 10.0m 【臨港交通施設】 ・道路 168.7m	—	現況港湾については、すべて新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	【航行補助施設】 ・航路標識(海上保安部) 1 【荷さばき、施設及び移動式荷役機械】 — 【旅客施設】 ・待合所(便所含む) 342.3㎡ ・仮設待合所(便所含む) 95.2㎡ 【保管施設】 ・野積場 5,192.9㎡ ・貯油施設(漁協) 70.0㎡ 【船舶役務用施設等】 ・給油施設(漁協) 5kl/h ・修理施設(個人) D=25m、W=20m 【港湾環境整備施設】 ・広場 2,000.0㎡ ※港湾台帳より (H15.3.31現在)	【航行補助施設】 — 【荷さばき、施設及び移動式荷役機械】 ・軌道走行式(果樹同志会) 1.0 t ・移動式(果樹同志会) 1.5 t ・荷さばき地(果樹同志会) 379.0㎡ ・上屋(果樹同志会) 369.0㎡ 【旅客施設】 ・待合所 304.0㎡ 【保管施設】 ・野積場 3,640.0㎡ 【船舶役務用施設等】 — 【港湾環境整備施設】 — ※港湾台帳より (H15.3.31現在)	【航行補助施設】 — 【荷さばき、施設及び移動式荷役機械】 ・荷さばき地 9,504.0㎡ 【旅客施設】 — 【保管施設】 — 【船舶役務用施設等】 — 【港湾環境整備施設】 — ※港湾台帳より (H15.3.31現在)		
港湾補助事業等	【港湾改修事業(公共)】 弓削港港湾改修事業 ・事業年度 平成14年度～19年度 ・総事業費 1,300,000千円 ・町負担金 21,666千円 ・負担率 1/60 ・事業内容 防波堤L=210m 平成15年度事業費 150,000千円 平成16年度事業費 200,000千円 平成17年度事業費 300,000千円 平成18年度事業費 300,000千円 平成19年度事業費 312,500千円	— ・生名港 昭和63年3月整備完了 ・立石港 平成 6年3月整備完了	— ・平成13年度整備完了	—	合併後に再編 県管理港湾については、現行のとおりとし、村管理港湾については、完了港湾のため当面は現状のとおりとし、新町において全体計画を策定し、必要に応じ整備する。
漁港現況	【漁港数】 第1種漁港 5 【外かく施設】 ・防波堤 1,120.0m ・護岸 2,106.0m ・突堤 300.6m ・砂止潜堤 169.0m ・養浜 18,661.0m ・胸壁 268.2m 【けい留施設】 ・岸壁 8.0m ・船揚場 60.0m ・物揚場 638.3m ・けい船護岸 74.0m	—	【漁港数】 第1種漁港 1 【外かく施設】 ・防波堤 1,112.2m ・護岸 1,117.1m ・突堤 31.0m ・胸壁 249.2m ・離岸堤 75.0m 【けい留施設】 ・船揚場 76.2m ・物揚場 1,034.2m ・けい船護岸 438.9m	【漁港数】 第1種漁港 3 【外かく施設】 ・防波堤 1,149.5m ・護岸 598.3m ・胸壁 594.8m 【けい留施設】 ・船揚場 116.0m ・物揚場 842.4m ・けい船護岸 80.0m	現況漁港については、すべて新町に引き継ぐものとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	・物揚護岸 52.3m ・浮さん橋 233.3m 【水域施設】 ・泊地 130,146.0㎡ 【輸送施設】 ・道路 1,574.7m 【漁港施設用地】 ・用地 25,799.0㎡ ※漁港台帳より（H15.3.31現在）		・浮さん橋 233.0m 【水域施設】 ・泊地 52,828.0㎡ 【輸送施設】 ・道路 1,604.5m 【漁港施設用地】 ・用地 11,705.3㎡ ※漁港台帳より（H15.3.31現在）	・物揚護岸 39.0m ・岸壁さん橋 58.0m ・浮さん橋 38.0m 【水域施設】 ・泊地 6,450.0㎡ 【輸送施設】 ・道路 1,781.3m 【漁港施設用地】 ・用地 26,794.2㎡ ※漁港台帳より（H15.3.31現在）	
漁港補助事業	【地域水産物供給基盤整備事業】 ○上弓削漁港 ・事業年度 平成13年度～17年度 ・総事業費 1,000,000千円 ・国庫補助金 673,500千円 ・県費補助金 69,996千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) - 係留施設(国費60%、県費10%) - 用地輸送(国費55%、県費13.3%) ・事業内容 - 防波堤L=45.0m、突堤L=38.4m、 -3.0m泊地A=751㎡、-2.5m泊地 - A=2,000㎡、-2.5m物揚場L=37.0m、 -2.0m物揚場L=60.0m、-3.0m岸壁 1.0式、船揚場L=20.0m、取付護岸 - L=16.6m、用地A=758㎡、 - 道路L=22.7m - 平成14年度事業費 69,345千円 - 平成15年度事業費 160,000千円 - 平成16年度事業費 140,000千円 - 平成17年度事業費 200,000千円 ○浜都漁港 ・事業年度 平成13年度～15年度 ・総事業費 300,000千円 ・国庫補助金 165,000千円 ・県費補助金 50,000千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) ・事業内容 - 防波堤L=95.3m、護岸L=19.7m - 平成14年度事業費 68,690千円 - 平成15年度事業費 140,000千円	—	【地域水産物供給基盤整備事業】 ○岩城漁港 ・事業年度 平成14年度～17年度 ・総事業費 650,000千円 ・国庫補助金 496,500千円 ・県費補助金 21,495千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) - 係留施設(国費60%、県費10%) - 用地輸送(国費55%、県費13.3%) ・事業内容 - 防波堤L=160.0m、 -2.0m物揚場L=37.5m、 - 道路L=40.0m、 - 用地A=400㎡ - 平成14年度事業費 291,000千円 - 平成15年度事業費 100,000千円 - 平成16年度事業費 150,000千円 - 平成17年度事業費 109,000千円	【地域水産物供給基盤整備事業】 ○篠塚漁港 ・事業年度 平成14年度～17年度 ・総事業費 800,000千円 ・国庫補助金 594,950千円 ・県費補助金 33,353千円 ・補助率 - 外郭施設(国費80%、県費1.67%) - 係留施設(国費60%、県費10%) - 用地輸送(国費55%、県費13.3%) ・事業内容 - 防波堤L=125.0m、 - 護岸L=82.7m、 -2.5m物揚場L=15.6m、 - 道路L=124.9m、 - 用地A=237㎡ - 平成14年度事業費 190,000千円 - 平成15年度事業費 70,000千円 - 平成16年度事業費 370,000千円 - 平成17年度事業費 170,000千円	合併時に再編 現在実施している事業については継続し、新規事業については、新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
住宅現況	●公営住宅 【緑ヶ丘】 ・建設年度 S42～S46 ・一戸当たり平均面積 36.46㎡ ・戸数 160戸 【江尻住宅】 ・建設年度 S56、S58 ・一戸当たり平均面積 63.04㎡ ・戸数 8戸	●公営住宅 【恵生A団地】 ・建設年度 S29、S34 ・一戸当たり平均面積 39.81㎡ ・戸数 23戸 【恵生B団地】 ・建設年度 S32～S34 ・一戸当たり平均面積 32.96㎡ ・戸数 19戸 【恵生C団地】 ・建設年度 S28～S34 ・一戸当たり平均面積 34.71㎡ ・戸数 12戸 【稲浦A団地】 ・建設年度 S43 ・一戸当たり平均面積 32.26㎡ ・戸数 10戸 【稲浦B団地】 ・建設年度 S41 ・一戸当たり平均面積 36.40㎡ ・戸数 10戸 【稲浦C団地】 ・建設年度 S35～S41 ・一戸当たり平均面積 37.03㎡ ・戸数 10戸 【西浦公営住宅】 ・建設年度 H14 ・一戸当たり平均面積 69.94㎡ ・戸数 10戸	●公営住宅 【鶴山住宅】 ・建設年度 S40 ・一戸当たり平均面積 31.00㎡ ・戸数 20戸 【鳩丘住宅】 ・建設年度 S46 ・一戸当たり平均面積 35.00㎡ ・戸数 10戸 【石ヶ坪A棟】 ・建設年度 S48 ・一戸当たり平均面積 41.00㎡ ・戸数 18戸 【石ヶ坪B棟】 ・建設年度 S52 ・一戸当たり平均面積 53.00㎡ ・戸数 24戸 【石ヶ坪C棟】 ・建設年度 H元 ・一戸当たり平均面積 62.00㎡ ・戸数 12戸	●公営住宅 【魚島第1 2F海側】 ・建設年度 S55 ・一戸当たり平均面積 54.10㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 2F山側】 ・建設年度 S55 ・一戸当たり平均面積 50.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 3・4F東】 ・建設年度 S60 ・一戸当たり平均面積 64.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 3・4F中】 ・建設年度 S60 ・一戸当たり平均面積 71.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第1 3・4F西】 ・建設年度 S60 ・一戸当たり平均面積 69.20㎡ ・戸数 2戸 【魚島第2 2・3F海・山側】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 63.70㎡ ・戸数 4戸 【魚島第2 2・3F中央】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 61.60㎡ ・戸数 2戸	現況住宅については、すべて新町に引き継ぐものとする。
	●町単独住宅 —	●村単独住宅 —	●村単独住宅 —	●村単独住宅 【魚島第1】 ・建設年度 S46 ・一戸当たり平均面積 35.00㎡ ・戸数 5戸 【魚島第2 4F】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 41.07㎡ ・戸数 4戸 【高井神第1】 ・建設年度 H元 ・一戸当たり平均面積 60.39㎡ ・戸数 2戸 【高井神第2】 ・建設年度 H8 ・一戸当たり平均面積 65.86㎡ ・戸数 4戸	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
				【高井神第3】 ・建設年度 H9 ・一戸当たり平均面積 59.62㎡ ・戸数 4戸 【村営春日】 ・建設年度 H13 ・一戸当たり平均面積 62.86㎡ ・戸数 3戸 【魚島第2 駐在所】 ・建設年度 H6 ・一戸当たり平均面積 90.10㎡ ・戸数 1戸	
住宅補助事業	【公営住宅整備事業(国庫補助)】 ・事業年度 平成15年度 ・総事業費 267,000千円 ・国庫補助金 133,500千円 ・補助率 1/2 ・事業内容 RC造・耐火構造 16戸 延床面積1,399.2㎡	【公営住宅整備事業(国庫補助)】 ・事業年度 平成15年度 ・総事業費 59,890千円 ・国庫補助金 29,945千円 ・補助率 1/2 ・事業内容 木造平屋建 2棟4戸 延床面積312.24㎡	—	—	合併時に再編 平成16年度要望事業については、継続して実施することとし、平成17年度以降の事業については、新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業
調 整 方 針	資 料		

建設関係事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【道路法】 （道路の種類） 第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道 （市町村道の管理） 第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。 二 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。 三 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。 四 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。 五 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。 （道路の維持又は修繕） 第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。 二 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。 （道路に関する禁止行為） 第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。 【公営住宅法】 （公営住宅の供給） 第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、定額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。 （管理義務） 第十五条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。 （家賃の決定） 第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及	☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕 （1）町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 （2）町道・橋梁工事にかかる受益者の費用負担については、篠山市及び丹南町の例による。 （3）建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。 （4）生活環境整備事業補助制度については、合併時に廃止する。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 公共土木関係事業の取扱い - 公共土木関係事業の取扱いについては、新町建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 - 町村道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 - 町村独自の補助金及び分担金については、上村、深田村の例による。 2 農業土木関係事業の取扱い - 農業土木関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 - 土地改良区については、現行のとおりとする。 3 住宅建設関係事業の取扱い 住宅建設関係事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 建設関係事業については、まちづくり計画に基づき計画的に実施するものとし、国県補助の継続事業については、新しいまちにおいても引き続き実施するものとし、単独事業については調整する。 2 道路維持管理については、合併後に統一の方向で調整する。 3 用地買収については、国庫補助事業は買収するものとし、林道事業及び単独事業については、原則無償提供とする。 4 町村営住宅の入居者の選考委員会については統合し、委員の構成については合併時に調整する。 5 その他の助成制度については、新しいまちにおいて調整する。 6 地籍調査に基づく固定資産税課税面積については、次期評価替えを目途に統一の方向で調整する。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、合併後も引き続き実施する。 2 漁港については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次のとおり取扱うものとする。 （1）荷揚げ使用料、漁港施設使用料、土砂採取・占用料については、合併時に調整する。 （2）水産基盤整備事業、海岸整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 （3）漁港区域内の許可等については、明浜町の例による。 3 都市建設については、次のとおり取扱うものとする。 （1）町道・港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 （2）道路占用については、道路法に基づき占用特例以外は全て有料で統一するよう合併時に調整する。 （3）がけ崩れ防災対策事業の三瓶町単独事業については、新市に引き継ぎ、採択基準については、合併時に新たに定める。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業
調 整 方 針	資 料		

建設関係事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。 3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。 4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。 5 前各号に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。 （修繕の義務） 第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときは、この限りでない。 【港湾法】 （港湾区域内の工事等の許可） 第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。 一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用 二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。） 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為 2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の第三九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。 3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。 4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。 5 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。 6 第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金は、当該港湾管理者の収入に帰属するものとする。	(4) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後マスタープランを策定し、安定した住宅供給に努める。 (5) 各事業における受益者負担金については、合併時に統一するよう調整する。 ☆重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> [愛媛県 温泉郡 重信町、川内町] (1) 町道・橋梁 ① 町道の認定、管理、保全及び占用等については、合併までに制度を統一し、新市において新たに定める。また、町道以外の道路（開発道路、私道等）についても、合併までに取扱い基準を統一し、新市において新たに定める。 ② 道路の整備については、合併までに取扱い基準を統一するとともに、実施に当っては、国・県の補助事業等を有効に活用し、新市建設計画に沿って計画的な整備を図る。 ③ 道路管理に係る嘱託登記事務及び寄付採納事務については、新市において取扱い事務を統一して実施する。 (2) 公園施設 ① 公園施設の管理窓口については、効率的な管理体制を図るべく新市において統合一元化する。 ② 都市公園施設の使用料については、新市において統一する。 ③ 公園施設の整備については、現在実施中の事業は継続し、合併後は、新市建設計画に沿って、計画的な整備を図る。 (3) 開発指導 開発指導については、新市において策定される各種計画等との整合性を図りつつ、新市において基準を統一して実施する。 (4) 管理業務 ① 住宅管理については、現行サービスを継続し、新市においても適正な管理体制のもとに実施する。 ② 住宅施設の建替え及び廃止の計画については、両町の現計画を基調に新市において検討する。 ③ 公共用財産の管理事務については、合併時に統一して行う。 ④ 法定外公共用財産の譲与事務については、合併後も譲与手続き完了まで現行のとおり行う。 (5) 土地区画整理事業 土地区画整理事業については、現行のまま新市に引継ぎ、合併後は新たに策定するマスタープラン等に沿って、計画的に整備する。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> [愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村] ・ 市町村道については、現行のとおり新市に引継ぎ、市道の認定基準については伊予三島市に準ずる。 ・ 道路占用料については、伊予三島市の例による。但し、占用料については、道路法施行令第19条の2の占用料の額に準拠するものとする。 ・ 道路整備や道路維持管理に係る事業及び費用の負担区分については、合併時まで統一する。 ・ 河川占用料については、土居町の例による。 ・ 港湾施設使用料については、現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業
調 整 方 針	資 料		

建設関係事業の取扱いに関する法令	留 意 事 項
【漁港漁場整備法】 （漁港の種類） 第五條 漁港の種類は、次のとおりとする。 第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの 第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの 第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの 第四種漁港 離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの （漁港管理者の職責） 第二十六條 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。 （漁港の保全） 第三十九條 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。 3 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。 4 国の機関又は地方公共団体（港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。 5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあっては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。 二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。 三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。 6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。 7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。 8 都道府県知事（港湾法第五十八條第二項の規定に基づき公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行う港湾管理者を含む。）は、漁業の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 一 特定漁港漁場整備事業計画によってする埋立て 二 前号に掲げるもののほか、漁港施設の整備のためにする埋立て 三 前二号に掲げるもののほか、第一種漁港、第二種漁港又は第四種漁港の区域内の埋立てであって当該漁港の利用を著しく阻害しないもの	道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めることが適当である。また、住宅事業についても、住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めることが適当である。このほか、都市計画事業と河川事業については、引き続き推進を図るべきである。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》